

資料編

北斗市障がい者福祉計画・北斗市障がい児福祉計画の策定について(答申)

答 申 書

令和6年3月15日

北斗市長 池田達雄 様

北斗市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 坂本徳廣

第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画について(答申)

令和5年8月1日付北保福第1179号をもって諮問を受けました、第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画の策定について審議した結果、諮問のとおり当該計画が適当であると決定しましたので、次のとおり答申いたします。

記

3年以上に渡り世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症について、昨年5月から感染法上の位置付けが5類に移行し、平時へと移行しました。

この間、北斗市では市民が安心して日常生活が送れるよう、国の施策はもとより、市独自の施策として緊急かつ集中的な多岐にわたる施策が展開されてきたところであります。

一方で、国では障がいのある方の希望する生活を実現するため、地域生活支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進などを趣旨とする「障害者総合支援法」の改正や、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、包括的な支援体制の強化を趣旨とする「児童福祉法」の改正が行われるなど、障がいのある方を取り巻く状況は刻一刻と変化しております。

本計画は、先に述べた状況の変化や、北斗市において実施している施策の進捗状況及び各種障害者手帳所持者を対象に実施した福祉に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、地域共生社会の実現に向けた取組み、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい福祉人材の確保・定着などを目指した施策内容となっております。

また、北斗市のまちづくりの基本理念であるSDGsや、包括的な支援体制の整備(重層的支援体制整備)の視点を新たに本計画の基本的考え方に位置づけ、障害福祉サービスとの効果的な連動を図ることで、市全体の福祉の向上を目指すこととしております。

なお、施策の推進にあたっては、当策定委員会の答申を踏まえ、障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり並びに障がいのある方を支える持続可能な基盤づくりを目指されるよう各種施策の推進を期待いたします。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過

○第1回 令和5年 8月 1日（火）

- (1) 正副委員長の選任について
- (2) 計画に係る基本指針の主な内容について
- (3) 計画策定のスケジュールについて
- (4) アンケート調査の実施について

○第2回 令和5年11月20日（月）

- (1) 福祉に関するアンケート調査について
- (2) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画（素案）について

○第3回 令和6年 1月23日（火）

- (1) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画（素案）について
- (2) パブリックコメント手続の実施について

○第4回 令和6年 3月 1日（金）

- (1) パブリックコメント手続の実施結果について
- (2) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画（案）の決定について
- (3) 第7期北斗市障がい者福祉計画・第3期北斗市障がい児福祉計画策定についての答申書（案）について

北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

[平成18年11月20日制定・北斗市訓令第134号]

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「障がい者福祉計画」という。）の策定を行うため、北斗市障がい者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第6条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職名
委員長	坂 本 徳 廣	社会福祉法人函館緑花会理事長
副委員長	三 上 裕 子	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会会長
委員	浦 田 慎 一	北斗市校長会会長、上磯中学校校長
//	大 折 伸 明	北斗市町会連合会会長
//	大 場 公 孝	社会福祉法人侑愛会理事長、ゆうあい会診療所所長
//	小 林 千代子	手話サークルLの会会長
//	白 石 勝 美	北斗市身体障害者福祉協会会長
//	田 中 幸 憲	北斗市民生委員児童委員連合会会長
//	中 野 伊知郎	社会福祉法人侑愛会星が丘寮施設長
//	水 野 あずさ	北斗市手をつなぐ育成会役員

用語の解説集

用語(五十音順)

●あ行

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する事業。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を医療法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケアができるのは医師、看護師、保護者だけだった。しかし、厚生労働省と文部科学省の通知で、2004年10月以降、看護師が配置された特別支援学校では、教員がたんの吸引、経管栄養、導尿補助の三つができる。

●か行

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。

【基幹相談支援センター】

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。

【共同生活援助】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅生活動作補助用具(住宅改修)】

障害のある方の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害などがある障がい児が、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な場合でも、自宅を訪問して発達支援を行うサービス。

【計画相談支援】

障害のある方の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。

●さ行

【サービス等利用計画】

障がい者のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画。

【在宅療養等支援用具】

透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。

【施設入所支援】

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【児童発達支援】

未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労選択支援】

障がいのある方が、希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援するサービス。

【就労定着支援】

障がいのある方の就労や、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようにサポートを行うサービス。

【宿泊型自立訓練】

知的または精神障害のある方が、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のため、泊まりによる訓練を受けられるサービス。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚や音声・言語機能に障害のある方、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある方とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。

【障害者虐待防止法】

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある方の権利利益を擁護することを目的として制定された法律。

【障害者差別解消法】

行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を促進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

【障害者総合支援法】

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

【障害者相談支援事業】

障害のある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。

【情報・意思疎通支援用具】

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から単身生活に移行した方に定期的な訪問等の支援を行うサービス。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。

【身体障害者自動車運転免許取得費助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

【身体障害者用自動車改造費助成】

自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある方に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。

●た行

【短期入所(ショートステイ)】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある方に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活している障害のある方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【同行援護】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービス。

【特別支援学校】

学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。

●な行

【日常生活用具給付等事業】

障害のある方に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。

【日中一時支援事業】

活動場所が必要な障害のある方などに、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う。

●は行

【排泄管理支援用具】

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。

【発達障害】

生まれつき脳の発達が通常と違うために、比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応に問題が発生する障害。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害(PDD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害などがある。

【保育所等訪問支援】

保育所・幼稚園・小学校等を現在利用・通学中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。

【放課後等デイサービス】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供するサービス。

【訪問入浴】

自力での入浴が困難であったり、家族のサポートだけでは入浴が難しい障がいのある方に、自宅まで訪問し入浴のための支援を行う。

●ら行

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス。